

徳島県告示第六百九十八号

昭和五十一年徳島県告示第千十号（公衆浴場入浴料金の価格を指定する件）の一部を次のように改正し、令和五年一月一日から施行する。

令和四年十二月十六日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一の表中「四百円」を「四百五十円」に改める。